

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 17 の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を
（ ） 内に記入しなさい。

問題 1（変更登録）

自動車の使用者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第 13 条の規定による移転登録又は同法第 15 条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

（道路運送車両法）

（ ）

問題 2（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 3（遅延利息）

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して 90 日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（下請代金支払遅延等防止法）

（ ）

問題 4 (違法な指示の禁止)

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

(労働安全衛生法)

()

問題 5 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第 50 条第 1 項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 6 (自動車検査証の返納等)

自動車の使用者は、当該自動車が滅失したときは、その日から 30 日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(道路運送車両法)

()

問題 7 (運賃及び料金の届出)

特別積合せ貨物運送を行っていない一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとする 30 日前までに新旧の対照を明示した運賃料金変更届出書を、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

(貨物自動車運送事業報告規則)

()

問題 8 (健康教育等)

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

(労働安全衛生法)

()

問題 9 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法)

()

問題 10 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 11 (事業の譲受け等の制限、届出義務)

会社は、他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

()

問題 12 (定義)

資本金の額が5000万円の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。)であって、資本金の額が2000万円の法人たる事業者に対して役務提供委託をするものは、下請代金支払遅延等防止法上の親事業者に該当する。

(下請代金支払遅延等防止法)

()

問題 13 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 4 (乗車又は積載の方法)

車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

(道路交通法)

()

問題 1 5 (安全管理規程等)

一般貨物自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 1 6 (目的)

この法律は、貨物利用運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路運送法)

()

問題 1 7 (公衆の閲覧に供することを要しない場合)

貨物自動車運送事業法第 1 1 条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が 20 人以下である場合
- 二 一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(貨物自動車運送事業法施行規則)

()

Ⅱ. 次の問題 18 から 24 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 18 (年次有給休暇)

次のア～ウについて、労働基準法に照らし正しいものには○を、誤っているものには×を () に記入しなさい。

(労働基準法)

- ア. 使用者は、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- イ. 使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
- ウ. 労働者が業務上負傷し療養のために休業した期間は、労働基準法第39条第1項及び第2項の規定の適用については、これを出勤していないものとみなす。

ア () イ () ウ ()

問題 19 (速報)

次のア～ウについて、自動車事故報告規則に照らし一般貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に、速報しなければならないものとして正しいものには○を、誤っているものには×を () に記入しなさい。

(自動車事故報告規則)

- ア. 1人の死者及び5人の負傷者が生じた事故
- イ. 10台の自動車の衝突が生じ、死傷者等が生じなかったもの
- ウ. 自動車が転覆し、積載された消防法第2条第7項に規定する危険物が飛散し、又は漏えいした事故

ア () イ () ウ ()

問題 20 (事業計画の変更の届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業施行規則に照らし貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更該当するものとして誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則)

- ア. 各営業所に配置する運行車の数の変更
- イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ウ. 営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)

()

問題 21 (業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないとされている。次のア～ウについて、その事項として正しいものには○を、誤っているものには×を() に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 車両総重量が9トンの普通自動車である事業用自動車の運行の業務に乗務した場合で、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、集貨地点等への到着の日時等の指示を荷主から受けた日時
- イ. 車両総重量9トン最大積載量4トンの普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況
- ウ. 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離

ア() イ() ウ()

問題 2 2 (駐車を禁止する場所)

次のア～オについて、道路交通法に照らし駐車を禁止する場所として誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(道路交通法)

- ア. 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートルの部分
- イ. 火災報知機から2メートルの部分
- ウ. 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートルの部分

()

問題 2 3 (定義)

次のア～エについて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に照らし誤っているものを1つ選び、() に記入しなさい。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

- ア. 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、「不公正な取引方法」にあたる。
- イ. 事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、「独占的状态」にあたる。
- ウ. 2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受け、又は受けることができる状態は、「競争」にあたる。
- エ. 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、「不当な取引制限」にあたる。

()

問題 2 4 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次のア～オについて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

ア. 運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

イ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

ウ. 拘束時間は、1箇月について284時間を超えず、かつ、1年について3300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について6箇月までは、1箇月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3400時間まで延長することができるものとする。

エ. 勤務終了後、継続10時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。ただし、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第3号ただし書に該当する場合、当該1週間について2回に限り、休息期間を継続8時間とすることができる。この場合において、1の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

オ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 17 の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を
（ ）内に記入しなさい。

問題 1（変更登録）

自動車の使用者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、道路運送車両法第 13 条の規定による移転登録又は同法第 15 条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

（道路運送車両法第 12 条第 1 項）

（正）所有者

（ × ）

問題 2（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物自動車運送事業法第 9 条第 3 項）

（ ○ ）

問題 3（遅延利息）

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して90日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（下請代金支払遅延等防止法第 4 条の 2）

（正）60日

（ × ）

問題4（違法な指示の禁止）

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（労働安全衛生法第31条の4）

（ ○ ）

問題5（整備管理者の研修）

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）

（ ○ ）

問題6（自動車検査証の返納等）

自動車の使用者は、当該自動車が滅失したときは、その日から30日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（道路運送車両法第69条第1項）

（正）15日以内

（ × ）

問題7（運賃及び料金の届出）

特別積合せ貨物運送を行っていない一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を変更しようとする30日前までに新旧の対照を明示した運賃料金変更届出書を、主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）

（正）変更したときは、変更後30日以内

（ × ）

問題8（健康教育等）

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

（労働安全衛生法第69条1項）

（ ○ ）

問題 9 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法第95条)

(O)

問題 10 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)

(O)

問題 11 (事業の譲受け等の制限、届出義務)

会社は、他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第1項)

(O)

問題 12 (定義)

資本金の額が5000万円の法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。)であって、資本金の額が2000万円の法人たる事業者に対して役務提供委託をするものは、下請代金支払遅延等防止法上の親事業者に該当する。

(下請代金支払遅延等防止法第2条第7項)

(正) 1000万円以下の法人に対して役務提供委託をするものが該当する (X)

問題 13 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物自動車運送事業法第32条)

(正) 廃止しようとするときは、その30日前までに (X)

問題 1 4 (乗車又は積載の方法)

車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

(道路交通法第 5 5 条第 1 項)

(○)

問題 1 5 (安全管理規程等)

一般貨物自動車運送事業者(その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。)は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法第 1 6 条第 1 項)

(○)

問題 1 6 (目的)

この法律は、貨物利用運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路運送法第 1 条)

(正) 貨物自動車運送事業法

(×)

問題 1 7 (公衆の閲覧に供することを要しない場合)

貨物自動車運送事業法第 1 1 条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が 2 0 人以下である場合
- 二 一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(貨物自動車運送事業法施行規則第 1 3 条の 2)

(○)

II. 次の問題 18 から 24 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 18 (年次有給休暇)

次のア～ウについて、労働基準法に照らし正しいものには○を、誤っているものには×を () に記入しなさい。

(労働基準法第 39 条)

- ア. 使用者は、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- イ. 使用者は、その雇入れの日から起算して 6 箇月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければならない。
- ウ. 労働者が業務上負傷し療養のために休業した期間は、労働基準法第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これを出勤していないものとみなす。

(正) 出勤した

ア (○) イ (○) ウ (×)

問題 19 (速報)

次のア～ウについて、自動車事故報告規則に照らし一般貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に、速報しなければならないものとして正しいものには○を、誤っているものには×を () に記入しなさい。

(自動車事故報告規則第 4 条)

ア. 1 人の死者及び 5 人の負傷者が生じた事故

(正) 自動車事故報告規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる事故に該当しない。

イ. 10 台の自動車の衝突が生じ、死傷者等が生じなかったもの

(正) 自動車事故報告規則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事故に該当しない。

ウ. 自動車が転覆し、積載された消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物が飛散し、又は漏えいした事故

ア (×) イ (×) ウ (○)

問題 20 (事業計画の変更の届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業施行規則に照らし貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更_{に該当するものとして誤っているものを1つ選び、()内に記入しなさい。}

(貨物自動車運送事業施行規則第6条、第7条)

ア. 各営業所に配置する運行車の数の変更

(正) 軽微な事項にはあたらない

イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更

ウ. 営業所又は荷扱所の位置の変更 (貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)

(ア)

問題 21 (業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないとされている。次のア～ウについて、その事項として正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)

ア. 車両総重量が9トンの普通自動車である事業用自動車の運行の業務に乗務した場合で、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で待機した場合にあっては、集貨地点等への到着の日時等の指示を荷主から受けた日時

(正) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

イ. 車両総重量9トン最大積載量4トンの普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況

ウ. 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離

ア(×) イ(○) ウ(○)

問題 2 2 (駐車を禁止する場所)

次のア～オについて、道路交通法に照らし駐車を禁止する場所として誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(道路交通法第 4 5 条第 1 項)

ア. 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートルの部分

イ. 火災報知機から 2 メートルの部分

(正) 1 メートル以内

ウ. 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から 5 メートルの部分

(イ)

問題 2 3 (定義)

次のア～エについて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に照らし誤っているものを1つ選び、() に記入しなさい。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 2 条)

ア. 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、「不公正な取引方法」にあたる。

イ. 事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、「独占的状态」にあたる。

(正) 私的独占

ウ. 2 以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受け、又は受けることができる状態は、「競争」にあたる。

エ. 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、「不当な取引制限」にあたる。

(イ)

問題 2 4 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次のア～オについて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし誤っているものを1つ選び、() 内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条)

ア. 運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

イ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間を超えないものとする。

ウ. 拘束時間は、1箇月について284時間を超えず、かつ、1年について3300時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1年について6箇月までは、1箇月について310時間まで延長することができ、かつ、1年について3400時間まで延長することができるものとする。

エ. 勤務終了後、継続10時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。ただし、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第3号ただし書に該当する場合、当該1週間について2回に限り、休息期間を継続8時間とすることができる。この場合において、1の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

(正) 1 1

オ. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

(エ)